

佐賀県がん登録情報の利用について (第1報から第3報のおさらい)

佐賀県健康福祉部健康増進課
がん撲滅特別対策室

* 利用申請のおさらい



自院のがん治療効果を検証、分析するために、自施設から届出したがん登録情報について、
予後情報を収集したい！

！ 病院等での利用になるので、がん登録等の推進に関する法律の第20条を基に申請を行います。

順番	内容	提出様式	行う施設
①	利用の検討		自施設
②	事前相談	事前質問用紙	自施設⇒がん撲滅特別対策室
③	必要な書類の作成	様式第2-2号（申出文書） 様式第2-3号（誓約書）	自施設
④	提出書類の提出	上記	自施設⇒がん撲滅特別対策室
⑤	審査決定通知		がん撲滅特別対策室⇒自施設
⑥	データ作成の依頼		がん撲滅特別対策室⇒佐賀県がん登録室
⑦	対象患者リストの提出	様式自由（患者ID、氏名、性別、生年月日等）	自施設⇒佐賀県がん登録室
⑧	データ作成		佐賀県がん登録室
⑨	個人情報保護に関する指導・助言		がん撲滅特別対策室⇒自施設
⑩	データの受領報告	様式第8号（情報の受領書）	自施設⇒がん撲滅特別対策室
⑪	データ利用		自施設
⑫	データの廃棄		自施設
⑬	データの廃棄報告	様式第9号（利用後の処置報告書）	自施設⇒がん撲滅特別対策室
⑭	利用実績報告	様式第10号（利用実績の報告書）	自施設⇒がん撲滅特別対策室

薄いピンクのところが自施設で行うことです



佐賀県がん登録情報の提供に係る流れについて（スキーム図）

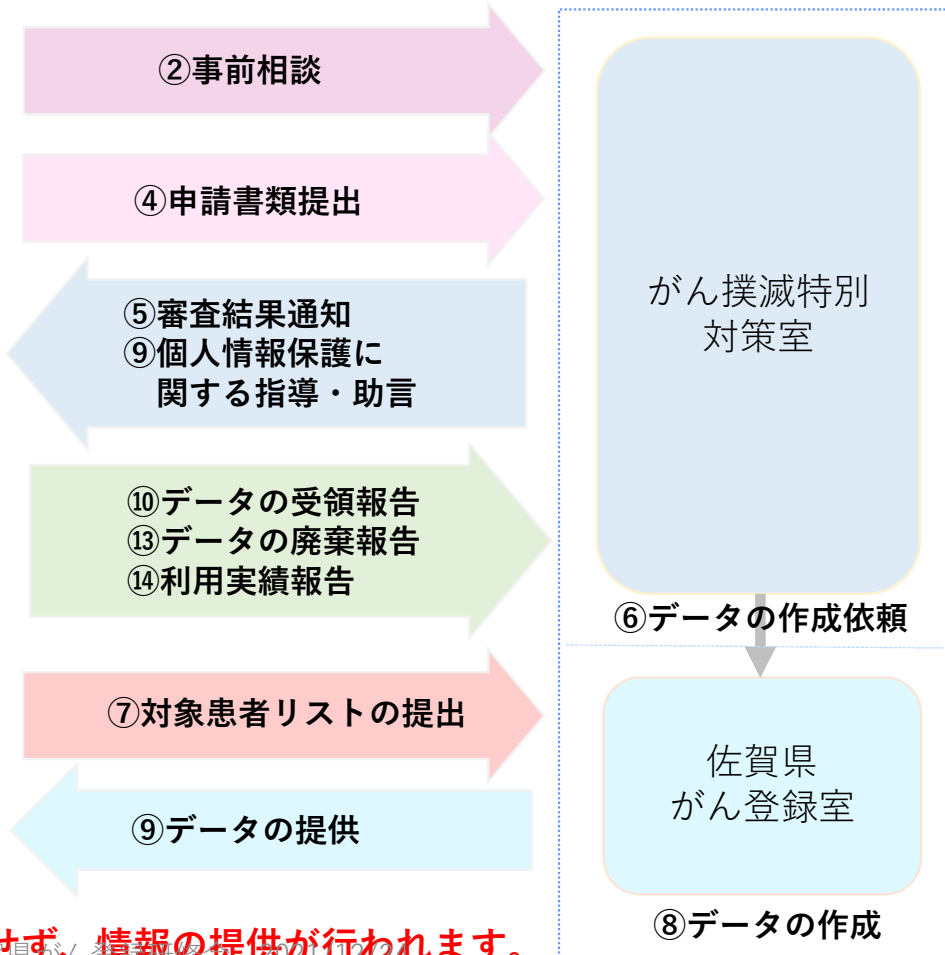
※「法第20条」関係

申請者

- ①利用内容の検討
- ③必要な書類の作成
- ⑪データ利用
- ⑫データの廃棄

提出書類（申請前）		提出書類（データ受領後）	
②	事前相談用紙	⑩	様式第8号 (情報の受領書)
提出書類（申請時）		⑬	様式第9号 (利用後の処置報告書)
④	様式第2-2号 (申出文書)	⑭	様式第10号 (利用実績の報告書)
	様式第2-3号 (誓約書)		
提出書類（申請受付後）			
⑦	対象患者リスト		

窓口組織



※手数料について
 利用申請に関して、申請者から手数料は徴収せず、情報の提供が行われます。

FAQ

Q1 ②事前相談は、電話でできますか？

A 事前相談用紙があります。郵送または、以下のアドレス*へメール送信してください。

Q2 申請書類、報告書類の送付手段は、郵送のみですか？

A 郵送をお願いします。

Q3 様式第2-2号の2利用者の範囲は、添付書類があれば、この場所に記載は必要ないですか？

A 用紙に従って使用するすべての方の記載をお願いします。

Q4 様式第2-2号6、イの（物理的）、ウ、エは、すべてにチェックがないと利用申請できませんか？

A データの安全管理措置に係る項目については、全てにチェックが必要となっております。全てを満たした上で申請をお願いします。

Q5 研究計画書は必要ないですか？

A 必要ありません。

Q6 廃棄処置報告書、実績報告書の利用者名は、代表者でいいですか？

A 利用者名は、データを利用する方々の責任者やデータの提供に係る申出文書（様式第2号）に記載された事務担当者を想定しています。

Q7 予後調査に対して、実績報告書は、何を添付したらよいですか？

A 公表しない場合は、様式第10号のみ提出いただき、添付書類は必要ありません。

Q8 佐賀県以外の患者さんの生存確認情報も得られますか？

A 貴院から提出された症例であれば該当します。

Q9 申請した後に生存確認を知りたい患者さんは、どうやってお伝えしたらいいですか？

A ⑤審査結果通知後に、佐賀県がん登録室に追跡サービス付き配送でお送りください。

* 佐賀県健康増進課がん撲滅特別対策室
kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

* ポータルサイト、「佐賀県がん登録情報の利用について」
からでもご利用できます。

● 佐賀県がん登録情報の利用について、 様式など掲載先

佐賀県のがん情報サイト
がんポータルさが



医療関係者向けをクリック後、
「がん登録情報の利用について」をご参照ください。

佐賀県のがん情報サイト
がんポータルさが

文字サイズ 標準 拡大

サイト内検索 検索

ホーム 肝がん・肝炎対策 検診を受ける 相談窓口・サロン 助成について 医療関係者向け

医療関係者向け

ホーム > 医療関係者向け

医療関係者向け

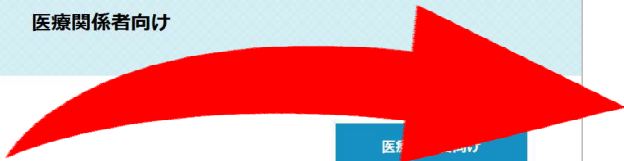
- がん登録・統計
- がん登録情報の利用について**
- 統計グラフ
- 肝炎医療コーディネーター関係
- 令和3年度佐賀県肝疾患検診医療提供体制における登録医療機関の申請手続き
- 令和3年度がん検診精密検査医療機関の登録申請手続き
- (肝がん・肝炎関連) 啓発リーフレット等
- 肝がん・重症肝疾患に対する入院医療費の助成について

がん登録・統計

がん登録情報の利用について

統計グラフ

肝炎医療コーディネーター関係



医療関係者向け

ホーム > 医療関係者向け > がん登録情報の利用について

がん登録情報の利用について

平成28年1月1日から、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律111号。以下「法」という。）の施行により「全国がん登録」が開始されました。
この「全国がん登録」により佐賀県に届け出られた情報を、がん医療の質の向上等に資するために、利用していただくことができます。
また、「全国がん登録」に先駆けて県で実施してきた「佐賀県がん登録事業」により収集されたがん情報についても、可能な範囲で利用いただけます。

1 利用できるがん情報

- 全国がん登録における都道府県がん情報及び匿名化された都道府県がん情報（2016年以降の佐賀県における症例）
- 佐賀県がん登録における佐賀県がん情報（2015年までの症例）

※全国がん登録に基づく2以上の都道府県に係る都道府県がん情報及び匿名化された都道府県がん情報を利用する場合は、申請先は国立がん研究センターとなります。

医療関係者向け	
がん登録・統計	
がん登録情報の利用について	
統計グラフ	
肝炎医療コーディネーター関係	
令和3年度佐賀県肝疾患検診医療提供体制における登録医療機関の申請手続き	